**教育施設の避難確保計画チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| **施設**  チェック担当者名 | **市町村**  チェック担当者名 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 市町村名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設が有する災害リスク等の確認 | | **施設**  チェック欄 | **市町村**  チェック欄 |
| 災害リスクの確認 | 洪水浸水想定区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 雨水出水浸水想定区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 高潮浸水想定区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 津波浸水想定区域内に位置するか  津波災害警戒区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか | □ 位置する  □ 位置していない | □ 位置する  □ 位置していない |
| 市町村地域防災計画に当該施設が定められているか | | □ 定められている  □ 定められていない | □ 定めている  □ 定めていない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画項目 | チェック項目 | **施設**  チェック欄 | **市町村**  チェック欄 |
| 1. 防災体制に関する事項   （水防法施行規則16条一）洪水時の防災体制に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか * 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか * 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング（避難開始時や避難完了時等）を定めているか |
| 1. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 「警戒レベル３高齢者等避難」が発令された場合に臨時休校の措置を行うことにしているか * 「警戒レベル３高齢者等避難」の発令を受けてから臨時休校しても間に合わないなど、生徒が各家庭に帰宅するまでに多くの時間を要する学校施設については、それよりも早いタイミングで臨時休校の措置を行うことにしているか * 「警戒レベル３高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）も臨時休校の判断指標にしているか * 生徒が避難するのに要する時間を計画に記載しているか |
| 1. 生徒の避難支援のための体制確立は適切であるか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 台風の襲来など、「警戒レベル３高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時休校とする旨の措置を定めているか |
| 1. 避難の誘導に関する事項   （水防法施行規則16条二）洪水時の避難の誘導に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2二）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 生徒を下校させることが困難となった場合、選定した避難先（屋内安全確保の場所　等）は、想定される災害に対して安全な場所であるか　（家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等） |
| 1. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 避難先までの、安全で確実な避難ルートが選定されているか |
| 1. 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項   （水防法施行規則16条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2三）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 必要な情報機器等を確保しているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか * 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか |
| 1. 屋内安全確保を行う場合に必要な物資等を確保しているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 「屋内安全確保」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか |
| 1. 防災教育及び訓練の実施に関する事項   （水防法施行規則16条四）洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2四）土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 | |  |  |
|  | 1. 防災教育や訓練を適切に実施することにしているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか * 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか（訓練については原則として年１回以上の頻度で実施することが望ましい） * 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか * 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか * 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容（例：学校の災害リスク　等）を保護者の家族に周知することとしているか * 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか * 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することにしているか |
| 1. 自衛水防組織の業務に関する事項   （水防法施行規則16条五）自衛水防組織の業務に関する事項 | |  |  |
|  | （自衛水防組織の業務内容の記載の確認）  自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか | □ 対応済  □ 要改善 | □ 適切  □ 要改善 |
| 【着眼点】   * 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか * 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか * 内部組織（○○班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか |